

## #7119 について

## ■滋賀県における救急需要

年	H27	H28	H29	H30	R1
救急搬送人員数	57,136	56,838	59,705	61,271	61,046
うち軽症 (軽症の割合)	33,921 (59.4%)	33,794 (59.5%)	35,720 (59.8%)	37,515 (61.2%)	36,677 (60.1%)

## ■#7119 導入に向けた課題

- ・ 財政当局に対して、市町村に普通交付税措置されている事業を都道府県で実施することの説明ができない。(補助事業ではなく普通交付税措置されている事業である以上、措置されている市町村が主体的に検討すべき)
- ・ 子ども医療電話相談事業（#8000）と#7119の事業創設の経緯や目的は違えども、事業の効果（狙い）は概ね重複すると思われる。利用者（国民）目線からすれば、両事業とも救急医療相談事業であり、何故分けて実施するのかわからない。また、既に全都道府県で導入されている子ども医療電話相談事業（#8000）ですら、それほど認知度が高いわけでもないのに#7119まで導入するとなると、両事業が国民全体に浸透するのか疑問である。（#8000と#7119を一本化した上で効果的な広報が必要）

## ■現在までの検討状況

- ・ 平成 23 年 2 月、議会において「大人の救急電話相談（#7119）」について質問あり。当時は救急搬送・受入体制は円滑に連携できていたことから、救急搬送の軽減という面からは導入を要する状況ではないが、県民の安心の観点からは今後研究が必要となってくるとの認識。  
(政策監が答弁)
- ・ 平成 26 年 8 月、議会において「精神の救急体制、一般の救急体制」について、精神、小児の救急相談事業はあるが、大人についてはなぜないのかとの質問あり。費用対効果の面から先行自治体の状況を十分研究することとした。  
(健康医療福祉部長が答弁)
- ・ 平成 28 年 6 月、議会において救急医療体制をめぐる諸問題として「共通ダイヤルによる救急医療相談センターの導入と課題」について質問あり。関係部局（健康医療課、防災危機管理局）で検討したが、専門の相談員、特に医師の確保、小児救急電話相談事業（#8000）との連携、さらには運営費の確保等、課題が多く、先行自治体の状況を十分研究することとした。  
(健康医療福祉部長が答弁)
- ・ 平成 28 年 11 月、消防庁救急企画室の職員が来県され、防災危機管理局副局長と医療政策課長が出席し、#7119について説明された。説明の大半は、医療政策課に事業導入を迫るものであり、導入に向けた諸課題（主に人材確保、財源確保）の対応策を質問しても、具体的な対応策は示されず、消防庁はとにかく導入するようにと主張され建設的な議論とはならず物別れ状態で終了。これ以降、医療政策課とともに検討を進めることが不可能な状態となった。

## ■今後の展望

- ・ 上記の課題がクリアできるのであれば、関係機関（消防本部、県衛生主管課、県消防主管課）で検討を進めていく。  
→ 都道府県に財源が措置され、#8000との一本化が実現できれば、導入の可能性が出てくる。